

第19回延岡市農業委員会会議録

(令和4年1月28日)

1. 開催日時 令和4年1月28日(金) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8		9	酒井渡
10		11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14		15	甲斐詳三
16	木村俊一	17		18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 116 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案 第 117 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 118 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案 第 119 号 農地法第5条の許可申請について
 議案 第 120 号 非農地証明願いについて
- 報告 第 73 号 農地法第4条の届出について
 報告 第 74 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 75 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 76 号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 協議 第 24 号 農用地利用配分計画 (案) について
 協議 第 25 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見照会について (別冊)

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農地係 総括主任	永 友 孝 生
農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴		
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

議 長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第19回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番 井本みつよ委員と委員番号 19 番 佐藤純子委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 116 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定についてから議案第 120 号 非農地証明願いについてまでの議案 5 件、報告案件 4 件、協議案件 2 件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は、1 月 25 日に開催した「第 7 回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」について井本委員長に報告していただきます。 それでは、議案第 116 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定について提案致します。なお、整理番号 2 番につきましては、松原学推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。 整理番号 1 番から 3 番について、委員番号 8 番 大戸孝一委員より説明をお願いします。
大 戸 委 員	委員番号 8 番 大戸です。整理番号 1 番から 3 番について説明致します。 整理番号 1 番から 3 番まで農地の所在は北浦町です。1 番は、田 2 筆、畑 1 筆の合計 1,377 ㎡、貸人は高鍋町の方。2 番は、田 2 筆 1,570 ㎡、貸人は北浦町在住の方。3 番は田 3 筆 1,393 ㎡、貸人は北浦町在住の方です。3 件とも借人は北浦町在住の同じ方で、契約期間は令和 4 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日となっています。借人の労力は 1 人で、新規就農の申請になります。契約は 1 年ですが、継続して使いたいとのことでした。 1 月 23 日に借人と松原推進委員と私とで現地調査を行いました。地域との調和要件は問題ありませんでした。借人は、昨年 3 月から耕作しており農業への意欲は十分であり特に問題ないと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	次に、整理番号 4 番について、委員番号 19 番 佐藤純子委員より説明をお願いします。
佐 藤 委 員	委員番号 19 番 佐藤です。整理番号 4 番について説明致します。 所在地は小峯町、地目は畑、面積は 3,271 ㎡です。貸人は小峰町の方で、借人は東京の法人となっており、契約期間は 10 年です。理由は法人による農地取得で解除条件付きとなっています。貸人と借人代表者は親子関係で、息子が地元に戻ってハウスを建ててキラゲを作るといふことで申請が上がってきました。 1 月 24 日に県担当者と事務局と黒田推進委員と私とで現地調査を行いました。この土地は貸人の自宅裏の畑で定年後果樹をするつもりで苗を植えていましたが、今回借人が帰ってくるということで移植して整地されていました。周辺は山に囲まれていて営農に支障はないと考えています。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号ま

		<p>では事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委	員	<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして議案第117号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。 整理番号1番について、委員番号5番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p>
緒	方	<p>委員番号5番の緒方です。整理番号1番について説明致します。 農地の所在は北方町うそ越、田3筆、面積合計 1,750 m²。譲渡人は北方町在住の 80 代の方、譲受人も北方町在住の 60 代の男性です。譲渡人と譲受人は親子関係で理由は生前贈与です。 1月25日に譲受人と甲斐(詳)推進委員と私と3名で現地確認を行いました。譲受人は高校卒業後ずっと農業をやっているとのことで、田んぼは肥培管理されていました。地域との調和等も問題ないと思われまますので皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議	長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高	橋	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号2番について説明致します。 所在は石田町の田、面積が 1,011 m²です。譲渡人は大阪府枚方市在住の方で、譲受人が石田町在住の方です。理由は経営規模拡大です。現地調査を1月24日に譲受人と甲斐(安)推進委員、高橋(利)推進委員と自分と4人で行いました。この農地は以前から譲受人が作付けされており十分に肥培管理されていました。地域との調和も問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議	長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号13番 貫藍委員より説明をお願い致します。</p>
貫	委	<p>委員番号13番 貫です。整理番号3番について説明致します。 所在が東海町、地目は畑、面積は 172 m²です。譲渡人は川島町在住の方で、譲受人は大門町在住の方です。理由は贈与で、1月18日に譲受人と吉田推進委員と私の3名で現地調査を行いました。譲受人は年中、水稻と田畑を耕作しており農業経営は安定しているものと思われまます。地域との調和要件も満たしており何ら心配ないと思われまます。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議	長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>

事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の5ページから7ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第 118号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第 118号 農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理機構分を説明致します。議案書は6ページから9ページとなります。貸人と農地の所在については、議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5年間から 18 年間の使用貸借権または賃借権となっております。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上ご審議をお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第 119号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。

片伯部委員	<p>委員番号17番 片伯部です。整理番号1番について説明致します。</p> <p>所在地は長浜町、地目が田で 191 m²です。譲渡人は長浜町在住、譲受人は平原町の建設会社代表の方です。1月24日に県、事務局2人、横山推進委員、私、譲受人と6名で現地調査を行いました。所在地は、位置図にあるとおり角地で、隣接地は、昨年10月に申請があり、許可を得ている農地です。一体的に使用したいということで今回申請が上がりました。周りの用排水には農業上支障はないと思われませんが、用排水や隣の農地との境に草が入り込まないようお願いしたところ、譲受人は「その点はしっかりやります」とのことでした。接続道路は市道ですが、測量もして間違いないと思われしますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号19番 佐藤純子委員より説明をお願いします。
佐藤委員	<p>委員番号19番 佐藤です。整理番号2番について説明致します。</p> <p>所在地は小峯町、地目が畑、面積が70 m²です。譲渡人、譲受人も小峰町在住の方です。理由は宅地の一部で、1月24日に譲受人と県担当者と事務局、黒田推進委員と私で現地確認を行いました。位置図にあるとおり、この土地は自宅の一部に入り込んでいます。ここは昭和49年に譲受人の祖父が農家住宅として建てました。その後、隣接地に入っていたことが分かり、所有者に変更してほしいと依頼し、延び延びになっていたところ、ようやく了解が得られ今回申請となりました。既に住宅の一部となっていますので支障はないと思われします。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず、整理番号1番についてですが、申請地周辺は文化センター前に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。譲受人は建設不動産管理業で南側及び東側の隣接地を資材置場として保有しており、今回その拡充を図ることから、例外規定である既存施設の拡張に該当し立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断しています。</p> <p>次に、整理番号2番については、申請地は住宅地に分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に転用済で始末書も提出されている追認申請であり、周辺農地への営農への影響は無く許可相当と判断致しました。以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第120号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p>
牧野委員	委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明致します。

議長	<p>所在地は古城町で田3筆、1,036 m²です。位置図のとおり大瀬川右岸の大瀬大橋下流で延岡高校の体育館西側になります。申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地ということです。この案件は、昨年 12 月に申請する予定で 12 月 17 日に私と甲斐(秀)委員、高橋(正)委員、事務局2人と申請人の方と現場確認を行いました。</p> <p>隣接する農地の方の了解が必要とのことから1カ月延長して今回申請に至った次第です。以上、ご審議をよろしくお願いします。</p>
井本委員	<p>次に、整理番号2番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号2番 井本です。整理番号2番について説明致します。</p> <p>1月 22 日に私と矢野(光)委員、矢野(政)推進委員と北川在住の代理人と4名で現地調査を行いました。所在地は北川町瀬口、地目は畑、面積はわずか 9.91 m²です。位置図にあるとおり、多良田川に沿った所にあり背部は杉山で境界も不明瞭で、土砂等が堆積していました。私たち3名の所見では雑種地と判断致しました。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。別紙写真があるので状況が分かるかと思いますが、ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第73号 農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の 17 ページに記載しておりますが、2件の届出があり、畑が2筆の 213 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第74号 農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 19 ページに記載しております。5件の届出があり、田が6筆の 3,399 m²、畑1筆の 72 m²、合計7筆の 3,471 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第75号 農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 21 ページから 22 ページに記載しております。全部で6件の届出があり、田18筆の 16,128 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第76号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の 24 ページから 25 ページに記載しております。全部で5件の届出があり、田3筆の 2,147 m²、畑17筆の 8,780.39 m²、合計 20</p>

	<p>筆の 10,927.39 m²となっています。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	なし。
議 長	無いようですので、次に協議第 24号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	<p>それでは、協議第 24号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 118号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の 27 ページの整理番号1番が須美江地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号2番が川島地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号3番から 30 ページの整理番号 37 番までが沖田第一地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 38 番から 31 ページの整理番号 50 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号 51 番が耕作者変更での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、17 名の出し手から計 51 筆、38,257 m²の農地を個人 12 名、2法人に配分する計画となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
片 伯 部 委 員	20 番から 37 番まで出し手、受け手が同じ方ですが、これはどういう意味なのか、説明をお願いします。
事 務 局	先月までも出ていましたが、自分で機構に貸して、自分で借り受けるということです。
原 田 委 員	今の件ですが、現在沖田地区では場整備の事業中です。その中で集積率を上げるために、いろんな事業展開をするときに自分のものを自分に貸して上げてくださいということで、集積率が上がります。沖田や差木野とか細見地区でもやっています。
片 伯 部 委 員	了解しました。
議 長	他にございませんか。
	<p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に、協議第 25号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に伴う意見照会について、総合農政課よりご説明をお願い致します。</p>
総 合 農 政 課	(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について説明)
議 長	ただ今、説明がありましたが、説明内容について、ご質問はございませんか。
松 原 推 進 委 員	何点か質問します。まず資料の P5(2)で「補助的従事者 140 万円」と書いてありますが、妻を従業員として雇う場合、税金の課税対象になるため 100 万円以内が妥当であり、現実離れ

<p>議長 総合農政課</p>	<p>した数字ではないかと思われます。 2点目は、P6「分業による生産体制の構築」の所ですが、農産加工力の強化が必要であり加工のサポートセンター設置などを盛り込んでいただくと、より農家の収益力アップにつながるものと思っています。 P8 左側「効率的かつ安定的な農業経営…」の所で、集積目標 80%について、実際地域が不安定になっていると私は思っています。目標が令和5年度で 80%ということですが目標自体が大きいし、地域農業の将来性に対してすごく不安を感じるので、国が 80 というから書くのではなくて延岡市自身が地域農業をどう考えるかという形で、この%を下げてくださいことはどうでしょうか。以上です。よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今3点程質問が出ましたが、総合農政課よりお願ひします。</p>
<p>議長 総合農政課</p>	<p>まず1点目の補助的従事者ですが、この考え方は曖昧さがあり、一般的に家族経営されている場合に申告上専従者給与と書くと思いますが、ここはあまり考えることはないと思われます。実際、ここは認定農業者の認定の際の指標となっていますが、あくまでも主たる従事者1人あたりの指標を重視しています。家族経営の場合は経営者の方が申告すると思いますので、それを主たる所得として置き換えており、この 380 万円と 350 万円の指標を重視していただければと思います。この補助的従事者は県内市町村や県の基本方針を参考に入れています。</p> <p>次に、P6の所ですが、基本的に基本構想の体制については県の基本方針の改正を踏まえて行っていますので、文面は県の方針に記載されているものをそのまま引用しています。ですから県がこういう方向に進めたいということで掲載する形にしています。その加工施設の検討については、別途農林水産業振興計画などでより具体的に農業の生産・販売・加工ということに踏み込んだ目標を策定することとなっていますので、そちらで今回の意見を参考にやっていければいいと思っています。</p> <p>次に、P8の集積目標ですが、確かに 80%は指摘のとおり高いと思っております。ただ基本的には国や県が農地中間管理機構を通して担い手の集積率を上げていく目標を設定しております。令和5年度の目標となっていますが、基本構想は今後 10 年を見通して定めるもので前回の計画と変わっておりません。令和5年度にまた県の方針の改正があってそれに合わせてここも変える形になるものと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>これがすべて上手くいけば延岡市もすばらしい農業になるかと思いますが、やはり基本構想ですのご理解をいただければと思います。ほかにございませんか。</p>
<p>松田(宗)委員</p>	<p>認定農業者の取り消しのときは行政側が聞き取りとかせずに行うのでしょうか。</p>
<p>総合農政課</p>	<p>基本的に本人の申し出や重大な事がない限り、認定農業者の取り消しは想定していません。例えば、他市へ転出し、そこで認定農業者になったとか、本人の死亡など、また農業をしていない場合は、現状の聞き取りをした上で登録から取り消すことになると思いますが、こちらから一方的に取り消すことはありません。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>原田委員</p>	<p>主たる従事者の所得で旧延岡と3北地域との 30 万円の差は何でしょうか。</p>
<p>総合農政課</p>	<p>これは令和3年 10 月末時点の延岡市内の認定農業者の方の現状所得をすべて出して、旧延岡と3北地域とで分けて整理しています。差を設けた理由としては、平地と棚田では耕作条件が違うので、集積したくてもできないとか条件が悪いから農地が広げられないとか</p>

<p>議 長</p>	<p>ると所得の差が生じると思われます。そこで、数値的にデータを算出し、畜産経営を除いた形で指標を見たときに、平均で旧延岡市内では約 345 万円、3北地域では 312 万円になり 30 万円程の差が出ております。なお、延岡市長期総合計画後期基本計画の中で農業所得 10%アップの目標を掲げて各種施策を展開しているところですので、これを加味して 380 万円と 350 万円という数字になっております。</p> <p>よろしいでしょうか。基礎としてこの数字になっていますが、収入がアップできる方はそう なって欲しいと思います。また、先程の補助的従事者の指標については、妻や家族、新規 就農を目指して研修している方に対して、農業は儲かるとかやる気を出させるような高い目 標として魅力を持ってもらえればいいのではないかととも思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>以上を持ちまして第19回 定例農業委員会を終了致します。</p>
------------	---

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

2 番 井本みづ

19 番 佐藤 純子

